

揮発油税特定石油化学製品 移入通知書 移入届出書 移入証明書 移入明細書 の記載要領等

この書類は、特定石油化学製品を指定用途に供する場所等に移出する場合に作成するものです。

1 記載要領

- (1) 移出者は、特定石油化学製品の移出事績を、移出通知書、移入届出書、移入証明書及び移入明細書の太線のわく内に4枚全て同じ内容を記載し、移出通知書にあて先等を記載の上、移入届出書及び移入証明書とともに移入者に交付します。
- (2) 「移出の目的」欄には、特定石油化学製品を移出する目的を具体的に記載します。
- (3) 「種類」欄には、ベンゾール、トルオール又はキシロール等、租税特別措置法施行令第47条の4第1項《特定石油化学製品の範囲》に規定する特定石油化学製品名を記載します。
「品名」欄には、特定石油化学製品の具体的な製品名を記載します。
なお、揮発油税法基本通達第25条第2項《特定石化製品の消費等》の規定により、特定石油化学製品と同様に取り扱われる物品を移出した場合には、「種類」欄には製造された製品名を、「品名」欄には具体的な製品名を記載し、その下欄に「(特取扱品)」と記載します。
- (4) 「容器等の種類」欄には、タンカー、タンク車、タンクローリー、ドラム缶等、容器等の種類を記載します。
- (5) 移入者は、交付を受けた書類の「移入」欄について、全ての書類に同じ内容を記載し、移出通知書は自己の控えとし、移入届出書は、あて先等を記載の上移入場所の所轄税務署長に提出し、移入証明書は、あて先等を記載の上移出者に交付します。
- (6) 「〃」や「同上」は記載しないでください。
- (7) 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

2 参考事項

移入届出書は、移入者が移入した日の属する月の翌月末日までに提出します。

移入証明書は、速やかに移出者に交付します。

移出者は、交付を受けた移入証明書に基づき、移入明細書に移入事績を転記し、移入明細書を移出した日の属する月分の揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書（期限内に提出するものに限り、以下「移出数量等報告書」といいます。）に添付して提出します。

なお、移入明細書の移出数量等報告書への添付については以下の方法によっても差し支えありません。

- ・ 移出者が移出通知書、移入届出書、移入証明書及び移入明細書を移入者に交付し、移入証明書及び移入明細書（移入者が「移入」欄に記載したもの）を移入者から交付を受け、当該移入明細書を移出数量等報告書に添付する方法。
- ・ 移入者から交付を受けた移入証明書（電磁的記録の場合には紙で出力したもの）を移入明細書として移出数量等報告書に添付する方法。
- ・ 移入者から交付を受けた移入証明書に基づき、揮発油税特定石油化学製品移入明細書（連記式）に、移入事績を記載し、当該移入明細書を移出数量等報告書に添付する方法。

【書類の流れ】

